

昭和31年商業調査近づく

~~~~~ 準備体制着々進む ~~~~~

来る7月1日を期して全国一斉に昭和31年商業調査が実施される。この調査は2年ごとに行われるもので、わが国における商業の実態を明らかにすることを目的としている。県ではすでに5月初めから調査準備に着手し、関係用紙の配付や調査区の設定をはじめ、支庁および市町村の専任職員事務打合せや調査員の指導訓練会を各地区ごとに開催して、これが実施に万遺漏なきを期している。

1. **調査の範囲** 日本標準産業分類大分類G I 卸売および小売業に属する事業所(商店)について行う。ただし国および公共企業に属するものを除く。
2. **調査の種類** 甲調査および乙調査とし、甲調査は法人組織による商店および常用労働者を使用している個

人事業所を行い、乙調査はそれ以外の商店について行う。

3. 調査事項

- (イ) 甲調査 商店名、所在地、本支店別、開設年、経営組織別、業態、業名、売場面積、商品保管施設面積、従業員数、資金借入先、商品仕入先、商品仕入販売方法、商品販売額、販売先別割合、商品手持額手数料、サービス料、営業支出額、中小企業等協同組合加入の有無。
- (ロ) 乙調査 商店名、商店所在地、業態、業名、前歴従業員数、中小企業等協同組合加入の有無、商品販売額等、商品手持額の販売額に対する割合。

就業構造基本調査準備進む

~~~~~ 実地調査は7月1日実施 ~~~~~

県では総理府統計局所管のもとにきたる7月1日現在を期して、就業構造基本調査を実施することになった。この調査はわが国人口の就業、不就業の基本的構造を調べるものである。すなわち人口のうち実際に働いている人はどのくらいあつて、どんな産業の職業でどのくらいの時間働いているか、その収入はどのくらいあるか、働きたくても仕事がない人、働かないでいい人はどのくらいかなどの就業状態を明らかにして、県や国の失業対策、産業計画をはじめ各種施策のための基礎資料とするものである。

1. **調査地域** 全国では総理府統計局の指定した約16,000の調査区にのぼっているが、本県では3,336調査区でその範囲は14市89町村にわたっている。
2. **調査世帯** 全国では市町村長の指定する世帯約20万で、全国の全世帯の約100分の1にのぼり、本県では約4,000世帯を調査する予定。
3. **調査方法** 一種の標本調査法で指定された世帯の各世帯員について世帯票、個人票甲、個人票乙の3種類の調査票を用いる。

4. 調査の項目

- (1) 14才以上の世帯員について
 - (イ) 氏名、世帯主との続柄、男女別、生年月日、配偶関係
 - (ロ) 就業、不就業の別
 - (ハ) 従業先の名称、組織および事業の種類、従業先での仕事の種類および従業上の地位ならびにこれらに附随する事項
 - (ニ) 転職、追加就業または新就職希望の有無および希望の理由、求職活動の有無および求職方法
 - (ホ) 過去一ヶ年間の転職、離職、新就職の有無および理由、入職方法および前職に関する事項
 - (ヘ) 就業時間または就業日数
 - (ト) 収入または取益
 - (チ) 社会保険加入状況
- (2) 世帯について
 - (イ) 14才未満の世帯員の男女別数
 - (ロ) 世帯の総収入。